

射水市液状化被害住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

告示第 1 5 1 号

改正 令和 6 年 6 月 2 8 日告示第 2 2 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、射水市補助金等交付規則（平成 1 7 年射水市規則第 2 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 条の規定に基づき、射水市液状化被害住宅耐震改修等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による耐震診断で建築士が行うものをいう。

耐震改修 協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画及び補強方法による耐震改修をいう。

部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が 1 . 0 未満の住宅について、主たる居室等住宅の一部に限定して改修を行う工事で、富山県知事が定める「部分耐震改修に係る技術基準」に適合させる耐震改修をいう。

段階的耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が 0 . 7 未満の住宅について、段階的に改修を行う工事で、0 . 7 以上 1 . 0 未満とする耐震改修をいう。

診断法表等 協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一

般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれらに準ずると認めるものをいう。

被災住宅 次に掲げる要件の全てを満たす住宅その他市長が認めた住宅をいう。

ア 一戸建てのもの（併用住宅の場合は、住宅の床面積が全体の過半数を占めていること。）

イ 木造住宅であって階数が2以下のもの

ウ 在来軸組工法によるもの

エ 令和6年能登半島地震において液状化等による被害を受けた住宅であって、罹災証明書の交付を受け、その被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊とされたもの又は被害の程度が一部損壊であって、特に市長が認めるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

市内に存する被災住宅の所有者、管理者又は占有者

市税の滞納がない者

（補助金の交付）

第4条 市長は、令和6年能登半島地震を受け、地震発生時における液状化等による木造住宅の倒壊等による災害の発生を防止すること並びに住宅の耐震化率の向上及び市民の生活環境の向上を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）別添の社会資本整備総合交付金交付要綱により行われる住宅・建築物安全ストック形成事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業の対象となる事業であって、補助対象者が当該事業の交付金を活用し、被災住宅の建て替え又は耐震改修、部分耐震改修若しくは段階的耐震改

修（以下「耐震改修等」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助の対象が重複する他の射水市の補助制度と重複して補助金を交付することができない。

（補助金の対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる住宅（過去に耐震改修等に係る補助金の交付を受けた住宅を除く。）の建替え又は耐震改修等に要する経費とする。

次の要件のいずれかを満たす被災住宅について、当該被災住宅が被災した場所における建替え

ア 倒壊したもの

イ 耐震診断その他市長が認めた調査方法により倒壊の危険性があると判断されたもの

耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された被災住宅について1.0以上とする耐震改修

耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された被災住宅について実施する部分耐震改修

耐震診断において総合判定が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について実施する段階的耐震改修

前各号に掲げるもののほか、市長が認めた建替え又は耐震改修

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

前条第1号の建替え1戸当たりの補助金の額は、当該建替えに要する費用相当分（住宅の基礎補強（小口径杭工法、表層改良工法等）の工事費を含む建設工事費と、22.5千円/平方メートルに被災住宅の延床面積

(平方メートル)を乗じて得た額のいずれか低い額)の5分の4に相当する額とし、120万円を限度とする。

前条第2号から第5号までの規定による耐震改修等1戸当たりの補助金の額は、住宅の基礎補強(注入工法等)又は沈下・傾斜対策工事(ジャッキアップ工法等)の工事費を含む耐震改修等工事費の5分の4に相当する額とし、120万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

液状化被害住宅耐震改修等支援事業事業計画書(様式第1号)

液状化被害住宅耐震改修等支援事業収支予算書(様式第2号)

耐震改修等工事前の診断法表等(倒壊したものについては不要)

建替え又は耐震改修等工事後の診断法表等(予定)

建替え又は耐震改修等工事費等見積書

罹災証明書の写し

(交付条件)

第8条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

申請者が、補助事業の内容を著しく変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に報告してその承認又は指示を受けること。

前号に掲げるもののほか、補助金交付の決定をする場合に市長が特に定めた条件を守らなければならないこと。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は、

次に掲げるとおりとする。

液状化被害住宅耐震改修等支援事業事業実績書（様式第3号）

液状化被害住宅耐震改修等支援事業収支決算書（様式第4号）

建替え又は耐震改修等工事後の診断法表等（交付申請時と同じ場合は不要）

工事請負契約書の写し

建替え又は耐震改修等に要した費用の支払が確認できる書面の写し

工事の概要が分かる写真

（代理受領）

第10条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業者から依頼を受けて建替え又は耐震改修等工事を行った者（以下「受任者」という。）に補助金の受領を委任することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による委任をした場合において、規則第11条第2項の規定による請求をするときは、射水市液状化被害住宅耐震改修等支援事業費補助金の代理受領に係る委任状（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の委任状の提出があった場合において、規則第13条の規定による確定をしたときは、受任者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定により、受任者に補助金を交付したときは、補助事業者に対して補助金が交付されたものとみなす。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年4月1日告示第151号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日告示第228号）

この告示は、令和6年6月28日から施行する。